

# 泉南市市民協働推進指針

〜協働のまちづくりをめざして〜 【改定版】



平成28年3月



# 目 次

* はじめに
1. 指針の改定にあたって2
(1) 改定の背景
(2)この指針の位置付け
2. 協働についての現状と課題4
(1)市の現状と課題
(2)市民の現状と課題
3. 協働のまちづくりについての基本的な考え方6
(1)協働の理念
(2)協働とは
(3)市民参加・参画・協働の関係
(4)協働を進めるうえでの基本原則
(5)協働の領域
(6)協働にふさわしい事業と形態
4. 協働のまちづくりを推進するための取組
(1)協働に向けての意識づくり
(2)協働を推進するためのネットワークづくり
(3)協働に関する情報共有
(4)協働に向けての制度の構築
(5)協働に向けての環境整備
*おわりに・・・今後に向けて

## はじめに

本市では、平成20年5月に「泉南市市民参加推進指針」を策定し、これに基づき市民参加、市民参画、市民協働を推進することで、地域コミュニティの活性化を図ってきました。

しかしながら、社会環境の変化や市民ニーズの多種・多様化、地域課題の複雑化など、本市を取り巻く状況は複雑・多岐にわたっています。

また、人口減少社会の到来を迎え、市民と行政が地域の課題をともに考え、ともに課題に取り組むことが益々重要となっています。そのため、今後とも市民の行政への参画や市民活動の支援を推進していくことが必要です。

このような中、本市では、平成24年10月には「泉南市自治基本条例」を 施行するとともに、平成25年3月には第5次泉南市総合計画を策定すること で、より一層、市民との協働によるまちづくり推進に取り組んでまいりました。

本指針も策定以来7年以上が経過しており、改定、見直しを行うことで、市 民の協働に対する意識の醸成を後押しするとともに、地域の課題に地域自らが 主体的に取り組んでもらえるよう、活動を支援していきます。

今後とも、市民と行政が一丸となって、市民との協働によるまちづくりを推進していきたいと考えておりますので、皆様方の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

平成28年3月

泉南市長 竹中 勇人

# 1. 指針の改定にあたって

#### (1) 改定の背景

「泉南市市民協働推進指針」の前身である「泉南市市民参加推進指針」は、市民と市との協働によるまちづくりを推進するため、市民が協働によるまちづくりのパートナーとして重要な役割を担うまでのプロセスについて、および市民活動を促進するための環境整備についての基本的な考え方をまとめることを目的として、平成20年5月に策定したものです。そして、指針で定めた①目的・目標の共有、②相互理解、③対等な関係、④役割分担と自己責任の4つの基本原則に基づき、市民協働を推進し、地域課題の解決に向けての取組が進められてきました。

しかしながら、指針を策定してから7年以上が経過し、この間に社会状況が変化したことや、平成23年に発生した東日本大震災を契機に、地域における人と人との絆の大切さ、地域コミュニティに対する意識の高まり、自助・共助・公助による地域づくりの重要性について改めて強く認識させられました。

このような状況を踏まえ、市民自治に向け市民との協働によるまちづくりをさらに 推進するため、本指針を改定します。

#### (2)この指針の位置付け

#### ●泉南市自治基本条例との関係

泉南市における市民が主役となったまちづくりの基本的なルールを定めた「泉南市 自治基本条例」(平成24年条例第25号)では、前文で「私たちは、このような決 意のもと、まちづくりの主体として地方分権社会の到来を新たな飛躍の機会と捉え、 魅力あるまちの創造に取り組むとともに、基本的人権を尊重して地域の絆を深めあい、 自主、自立した地域社会の実現をめざすことを自治の基本理念とし、ここに泉南市自 治基本条例を制定します。」と規定し、自治基本条例を貫く市民自治の基本理念とし て掲げています。

その基本理念を受けて、「市民及び市は、互いに自主性を尊重しあい、市民の参画を得て市民の意思に基づき、さまざまな地域課題に取り組むこと(市民自治の原則)」、「市民及び市は、各々が保有する情報が共有財産であることを認識し、互いに共有し、まちづくりに活用すること(情報共有の原則)」、「市民及び市は、多様な主体によるまちづくりを推進するため、それぞれの役割と責務に基づいて参画し、協働すること(参画と協働の原則)」の3つの基本原則を明記し、市民と行政が一丸となって協働によるまちづくりを推進していくための方向性を示しています。

そして、「市民は、国籍、性別、年齢等に関わらず、平等にまちづくりに参画する権利を有します。」と市民が、市民自治によるまちづくりの主体として、これから安心して積極的にまちづくりへ参画し、協働していくための市民の権利を明確に示すー

方で、「市民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するよう努めなければなりません。」と市民自身がまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりへ参画する努力をする義務があることも明記し、市民にまちづくりに対する認識を深めてもらうことが示されています。また、市民は、「近隣でお互い助け合う共助の考え方に基づき、基礎的なコミュニティの活動に積極的に取り組む努力を行うこと」、「新たな課題に対応でき持続的に活動できる体制づくりをめざして、新たな人材の育成とだれもが参加できる開かれた体制づくりに努めること」、「高度な地域課題に対して効率的、効果的に対応するため、基礎的なコミュニティの枠組みを超えて取り組むこと」と規定し、市民が主体となって地域課題を解決するためのコミュニティ活動への取組について明記されています。

一方で、市としては、「泉南市自治基本条例」の施行に伴い、当該条例の周知と内容の啓発を行うとともに、市民がまちづくりに参画し、行政と協働する仕組みづくりの構築に努めることで、市民参画及び市民協働に対する市民の意識を向上させるとともに、市民と行政との協働を推進します。併せて、市民自治の観点から、市民の自主性、自立性を高めながら、地域・社会の様々な課題に地域自らが主体的に取り組んでもらえるよう、協働して地域課題の解決に取り組むとともに、まちづくりの担い手である市民ボランティア団体の活動を促進します。

以上のように、本指針を泉南市自治基本条例の基本理念、基本原則の実現をめざし、 市民との協働によるまちづくりを推進するための具体的な指針と位置付けし改定を 行うものとします。

#### ●第5次泉南市総合計画との関係

平成25年度から平成34年度を計画の期間としている第5次泉南市総合計画では、めざすべきまちの姿として、「市民が力をあわせるとともに、行政とともにまちづくりに取り組む参画と協働のまち」が明記されており、その実現に向け、「人びとが平等に参画でき、互いに支えあう地域コミュニティの形成」、「指導的人材の育成を支援」、「市民と行政がともに市や地域の課題などを解決していくための仕組みづくりの進展を図る」等の具体的な施策の方向性が示されています。

このような、第5次泉南市総合計画に示された施策との整合を図るために、本指針を改定し、これに基づいて市民との協働によるまちづくりを積極的に推進していきます。

\*この指針における「市民」とは、単に住民基本台帳に登録されている方々だけを表しているのではなく、住民自治によるまちづくりの担い手として欠かすことができない、市内の事業所で働く人や市内の学校へ通学する人、また事業所所在地の市内外を問わず主として泉南市内で活動する事業者や市民公益活動団体を含めた、広義での「市民」を意味します。

# 2. 協働についての現状と課題

#### (1)市の現状と課題

本市では、平成24年10月に「泉南市自治基本条例」を施行するとともに、平成25年3月には第5次泉南市総合計画を策定し、「豊かな環境・支えあい、人を大切にする泉南市~みんなで夢を紡ぐ生活創造都市~」をまちの将来像に掲げ、市民との協働によるまちづくりの推進に取り組んでいます。

この市民協働に係る取組は、市のそれぞれの部署において具体的に事業を実施する うえで推進されてきましたが、近年より広範な行政分野で進められ、その内容はどの 分野においても多岐多様にわたっています。もちろん、協働事業は市民と行政の双方 が同じ目的を認識し、共有していなければ進みませんし、また、職員間でも協働に対 する意識や考え方に相違が見られます。

このような状況において、市民と相互に理解し合い、信頼関係を築き上げて協働事業を進めるためには、市全体で協働に対する基本的な構想を練ったり、職員一人ひとりの協働に対する意識や考え方の向上を図っていくなど、行政として総合的に取り組んでいくとともに、市民と行政がそれぞれの強みや特性を活かした取組を行っていく必要があります。

#### (2)市民の現状と課題

本市におけるコミュニティ活動の核となっているのは、区・自治会などの地域コミュニティです。しかしながら、近年、本市を含む多くの自治体では、少子化、共働き家庭の増加、核家族化などの影響により区・自治会への加入を敬遠し、地域コミュニティとの関わりを持たない市民が増加することで、市民間のつながりも希薄化しています。そのため、以前は地域で解決できた問題までもが地域で解決できない状況になっています。

一方で、地方分権や市民自治が進む中、本市においても福祉や環境、防犯や防災などの地域において共通の目的を持って活動する市民公益活動団体は、徐々にではあるものの年々活発になってきています。また、市内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人(NPO法人)の団体数も年々増加傾向にあります。さらに、本市では泉南市ABC委員会などの市民公益活動団体が組織されており、市民が主体となって、毎年たくさんの事業を行政との協働により実施するなど、活発に活動しています。

これらの市民公益活動団体が活動していくうえで問題となるのが、後継者不足、各事業への参加者減少、新規会員不足などといった人的な課題や活動する人員の固定化、事業の企画運営の難しさなどといった組織運営の課題、活動資金が少ないため事業ができないなどといった資金不足の課題、活動場所を確保できない、多様な市民公益活動団体が交流できる場がないなどといった環境整備の課題、団体が活動する上での情

報や行政からの情報不足、団体同士の情報交換などの交流・連携不足などといった情報収集や交流・連携での課題など、多岐にわたります。また、定年を迎えた団塊の世代をはじめとする、まちづくりに参画することに興味や関心を持つ市民に対し、新たな市民活動を支援し、協働をコーディネイトする中間支援ができる人材の育成も大きな課題となっています。

また、市民と行政のパートナーシップを促進するためには、市民の自発性・自主性を尊重しながら、協力していくことが必要です。そして、市民公益活動団体の活動を幅広く市民に理解してもらい、団体が自立・発展していくためには、市民活動の役割や促進策を社会に向けて伝えていくことも大切です。

# 市民活動における主な課題

①人材の確保

市民活動への参加人数が少ない、活動を担う中心的リーダー不足や後継者不足

②組織運営

メンバーの固定化と活動内容のマンネリ化

**③資金** 

活動資金が少ないため、事業が出来ず、結果、構成メンバーが減少する悪循環

4.環境整備

多様な市民公益活動団体が交流できる場がない、活動場所を確保できない

5情報収集・交流・連携促進

市民活動そのものの情報や行政からの情報不足、情報交換などの交流・連携不足

# 3. 協働のまちづくりについての基本的な考え方

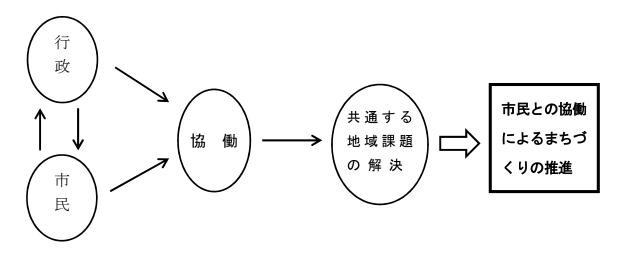
#### (1)協働の理念

市民の生活様式や価値観の変化により、地域社会や家族のあり方に大きな変化が現れ、市民はあらゆる生活領域において、多様な公共サービスを求めるようになり、行政への依存度は益々高くなっています。

従前の行政は、市民の要望に応じて、新たな公共サービスを提供してきた結果、行政の担う範囲が広範囲となり、サービスの低下等、市民の要望に十分対応することが困難となってきました。

また近年では、日常的課題の解決や地域の課題に自主的・主体的に取り組もうとする市民の活動を促進することにより、従来行政が担ってきた「公共」について、市民を「新たな公共」の担い手と考える「新たな市民参加」の考え方が取り上げられるようになってきています。

このようなことから、多様で豊かな地域づくりを進めるためには、市民や地域社会を構成する様々な主体と行政の「協働」により、地域課題の解決に向けて、互いの特性を活かし、対等の立場で、共に考え、共に取り組むことが求められていると考えられます。

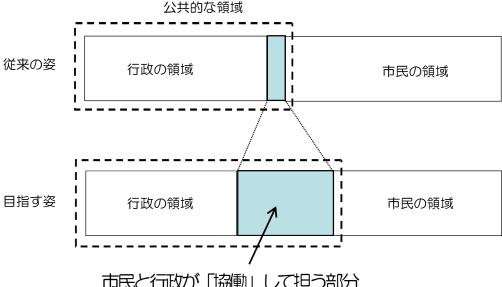


#### (2)協働とは

本市における協働とは、自治基本条例に「市民と市又は市民と市民が、それぞれの 責任と役割を認識し、互いの特性を尊重しながら、連携及び協力して地域社会の共通 課題の解決に取り組むこと」と定義されています。

このような、市民と行政が一体となったまちづくりを進めるためには、「協働」の 考え方をもとに、市民と行政がお互いに信頼関係で結ばれた緊張感のある責任分担を 前提にして、ともに学び・育ち・変わることが必要です。

# 協働の領域拡大の概念図



市民と行政が「協働」して担う部分

#### (3) 市民参加・参画・協働の関係

市民協働によるまちづくりを構築するためには、市民の参加・参画・協働といった 段階を通して、市民が主体的に行動を起こし、解決すること、つまり、市民自治の本 旨である自己決定・自己責任の原則をまちづくりのあらゆるケースに取り入れていく ことが必要です。

この指針では、これまで行政が参加の機会を用意し、そこに市民が参加するといっ た市民参加の形態を、市民自らが公共課題・地域課題に対し、自主的・主体的に取り 組む参加のシステムについて提案します。

#### 従来の姿(行政主導)

#### ◎従来の市民参加

行政が主体となって、事業内容を決定 し、参加の機会を提供する形態。

- ① 行政主催のイベントへの参加
- ② 説明会、公聴会、懇談会への参加
- ③ 世論調査、陳情

#### ◎従来の市民参画

行政が政策を決定する段階で、地域の 代表、市民団体の代表として審議会や委 員会の委員として参加する形態。

- ① 審議会への参加
- ② 委員会への参加
- ③ 市民会議への参加

#### ◎新たな市民参加・参画

これからの市民参加は、市民と行政が公共領域を支える対等な パートナーとして、参加・参画していく形態。

- ① イベントの共催、後援
- ② 公共施設の管理運営
- ③ 市民代表として政策決定段階での審議会等への参画
- ④ 共同事業 (実行委員会方式)

#### めざす姿(協働)

「新たな市民参加」とは多種・多様な主体(市民)が行政と「出会う」ことにより、ともに「学び」・「成長し」そして「気づき」、公共領域を「担う」ことができる参加の仕組みです。

#### (4)協働を進めるうえでの基本原則

市民と行政が協働でまちづくりを進めるにあたっては、対等な関係で役割分担を決め、お互いの長所・短所を補っていくことが重要です。役割分担のバランスが崩れると、一方が、他方に依存することになりかねないことから、次のような協働のルール作りが必要と考えられます。

#### ①目的・目標の共有

何のために協働するのかという「目的」と、何をいつまでにどれだけの成果をあ げるのかという「目標」を明確にし、共有する。

#### ②相互理解

それぞれの特性や価値観の違いを認め合い、特性の違いをよく理解して信頼関係 を形成する。

#### ③対等な関係

お互いが上下関係や分け隔てのない関係のもとで、同じまちづくりの当事者としての意識をもって対等な立場を維持し、協働を進める。

#### 4)役割分担

共通する課題の解決に向けて、同じ目的を持ち、役割分担を明確にする。

#### ⑤情報の共有

市民及び行政は、それぞれが保有する情報が共有の財産であることを認識し、互いに共有し、まちづくりに活用する。

#### ⑥自己責任と自主性・自立性の尊重

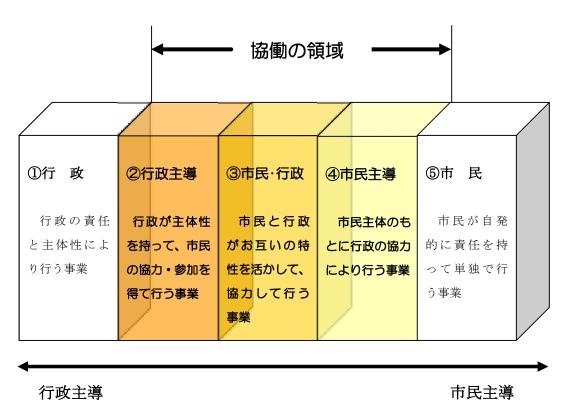
お互いが主体となり地域の課題を解決するためには、それぞれの責任の所在を明確にするとともに、お互いの自主性を尊重し、お互いが依存することなく自立する。



#### (5)協働の領域

協働によるまちづくりを行う場合、その組み合わせとして、「市民と行政の協働」、「市民と市民の協働」、「行政と行政の協働」がありますが、この指針の協働の領域は、立場や性質が違う「市民と行政の協働」によるまちづくりを行う次の図②~④の協働事業とします。

つまり、下記の「協働の領域」が、同じ目的意識をもって協働を実施しやすい領域 と考えます。



- 9 -

#### (6)協働にふさわしい事業と形態

協働事業は、事業を行うひとつの手段です。協働することのみを目的として考える のではなく、市民と行政がお互いの知識や経験を活かして、効果的、効率的に事業を 実施することが、市民協働によるまちづくりにつながるものと考えます。

次のような事業が、協働でより高い効果が期待できると考えます。

- ①市民の参加によりきめ細かなサービスが提供できる事業
- ②協働のパートナーの知識と経験を活かした、行政とは異なった事業展開が期待 できる事業
- ③地域の実情に沿って進めることができる事業
- ④行政とは異なった発想を加味した事業の展開が期待できる事業
- ⑤行政が行うよりも、機動性が発揮できる事業
- ⑥社会的課題や市民ニーズに先駆的に取り組める事業

また、協働事業としては、委託、補助、共催、後援、市主催、実行委員会などの形 態があります。事業目的の達成のために適切な協働の形態を選択する必要があります。

委託・・・行政が市民に対して、協働になじむ事業を委託する事業形態

補助・・・市民が主体的に取り組む事業で、行政が資金を提供する事業形態

共催・・・市民と行政が共に主催者となって事業を実施する事業形態

後援・・・行政が事業に対して、後援という形式で名前を連ねる事業形態 市主催・・・市が主催者となって実施する事業に市民が協力する事業形態

実行委員会・・・市民と行政で構成された組織で事業を実施する事業形態



協働事業を実施するにあた り、どの事業形態がいいの か十分話し合いましょう。

# 4. 協働のまちづくりを推進するための取組

#### (1)協働に向けての意識づくり

#### ①市民の協働意識の醸成

市民一人ひとりが地域課題の解決に積極的に取り組むという主体的な意識が醸成されるように努めます。

#### ②協働に取り組む職員の育成

職員一人ひとりが市民との協働を意識して業務に取り組めるような、また積極的に協働のまちづくりを推進し、的確に地域課題を把握できるような実効性のある職員の育成に努めます。

## (2)協働を推進するためのネットワークづくり

#### ①団体情報の集約

市内で活動している市民公益活動団体の情報を集約し、市民との情報共有を図ります。また、集約した情報を活用し、団体と行政、または、団体同士が連携してまちづくりに取り組めるような制度の構築に努めます。

#### ②協働事業の集約

市民(市民公益活動団体)と行政が協働で実施している事業を集約し、市民との情報共有を図ります。また、集約した情報を活用し、団体と行政、または、団体同士が連携してまちづくりに取り組めるような制度の構築に努めます。

#### ③交流機会の提供

市民同士や市民と市職員が協働のまちづくりについて意見交換を行えるような交流機会の提供に努めます。また、各部署間が連携し、職員同士が市民との協働について意見交換を行えるような環境づくりに努めます。

#### (3)協働に関する情報共有

#### ①情報公開の推進

市は市民に対し、協働に関する情報を積極的に公開することで、情報公開の推進を図ります。

#### (4)協働に向けての制度の構築

#### ①相談窓口の充実

協働に関する相談者に対し、的確な情報提供や関係部署、関係団体などの紹介がで

きるような相談窓口の充実に努めます。

#### ②公募型協働事業提案制度の構築の検討

市の事業に対し、市民目線での提案を行ってもらうとともに、団体の知識や経験を活かし、団体と行政が協働して提案された事業を実施できるよう、公募型による協働事業提案制度の構築を検討します。

## ③市民公益活動団体への設立時支援事業の創設に向けた準備

新たに市民公益活動団体を設立し、地域課題の解決や市民生活の向上などのために活動する市民を支援するため、市が団体の設立時に支援を行う制度の創設に向け、調査研究を進めます。

#### (5)協働に向けての環境整備

#### ①人材活用の仕組みづくり

まちづくりに参画することに興味や関心を持つ市民が活躍できる環境の整備に努めます。また、知識や経験などが豊富な人材をそれを活かせる団体とマッチングできるよう「協働に向けた情報のカタログ化」に努めます。

#### ②中間支援ができる人材・団体の育成

まちづくりに参画することに興味や関心を持つ市民に対し、新たな市民活動を支援 し、協働をコーディネイトする中間支援ができる人材・団体の育成に努めます。

#### ③活動拠点の整備

市民交流や会議の開催、また情報収集や情報提供などができ利用しやすい活動場所を容易に確保できる仕組みづくりに努めます。

#### ④広域的なまちづくりや組織づくりの支援

地域特性を共有する小学校区単位や公民館単位など、複数の基礎的コミュニティが連携した広域的なまちづくりや組織づくりを支援します。

# おわりに・・・今後に向けて

この「泉南市市民協働推進指針」は市が作成した素案を基に、ボランティア・NP O法人などの市民公益活動団体79団体に意見照会を行い、「泉南・市民まちづくりサロン」、「泉南市ABC委員会」、「泉南市区長連絡協議会」等で意見を聞くとともに、「泉南市市民協働推進指針~協働のまちづくりをめざして~の改定に係る庁内意見交換会」を開催し、15名の市職員の参加による意見交換を重ねた中で指針の改定版として策定し、見直しを行いました。

この指針を道標として、市民との協働によるまちづくりがより一層推進されるように市民と行政が共に協力し、連携していくことが必要です。そのためには、お互いの信頼関係をより深めるとともに、協働という共通の目的ために双方で十分に協議をしていくことが大切です。

そして、一番重要なことは、市民と行政の両者が「わがまち・泉南」を愛し、自分 たちのまちを共に育てていくという気持ちを持ってまちづくりを進めることです。





# 泉南市市民協働推進指針

~恊働のまちづくりをめざして~

平成20年5月 策定

平成28年3月 改定